○農林水産省告示第千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市作手保永字本宮一の二、一の三〇、一の三八、一の五五、一の六一から一の六六まで、字向山五の一九、五の一一五、五の一一六、字竹ノ山一一の一九八（次の図に示す部分に限る。）、字小金沢一の七、作手木和田字シャクジ三の一、三の三、三の二・四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、作手善夫字カイリケ二九の二から二九の六まで、二九の九、二九の一〇

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　保安林の所在場所　愛知県新城市作手保永字滝尾沢一四、字月本六八、七六、七七、字大中七の一五、字大栗七（次の図に示す部分に限る。）、字桶渕五、六、作手高松字十郎貝津五三、作手守義字平沢連一六、二〇、二三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市作手保永字滝尾沢一四、字月本六八、七六、七七、字大中七の一五、字大栗七（次の図に示す部分に限る。）、字桶渕五、六、作手高松字十郎貝津五三、作手守義字平沢連一六、二〇、二三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字頂吉字溝ノ上三八三の二、字吹屋三八五の三、字檜山三九二の二、字大河内口三九三、字神田四一一の二、四一一の四、字庄司ノ前四五七の三、四五七の七、字屋敷四六七の二、四六七の四、四七〇、四八九、五〇二、字奥ノ上四七一の一、四七一の四、四七二の一、四七二の四、四七三の五、字井手ノ下四七四の一、四七四の三、字這鷹四七五、四七六、四七七の一から四七七の六まで、四七八の一から四七八の三まで、四七九、四八五の一、四八五の二、四八六、四九二、字水ノ上四八二の二、四八二の三、四八二の七、四九〇、四九八の一から四九八の三まで、四九九の一、五〇一、字坂ノ口谷四八四の二から四八四の四まで、四九三、四九四、字上ノ山五〇六、五〇七、五一八、五一九、字開き上七一〇、七一一、字大切一二四八、一二四九、一二五〇（次の図に示す部分に限る。）、字餅ヶ谷より頂吉峠迄一六四四の二三、一六四四の二四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字大久保六五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字大久保六五の二（次の図に示す部分に限る。）、六五の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する今治広域都市計画事業今治新都市第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年十月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　愛媛県今治市高地町一丁目の一部、高地町二丁目の一部、阿方字頭王、字牛ノ江、字春岡及び字滝宮の各一部

四　土地区画整理事業の名称　今治広域都市計画事業今治新都市第二地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十四年十月十一日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第千百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年十月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事

第3　起業地

1　土地

(1)　収用の部分　青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上及び字瀬の上地先、大字居森平字寒沢及び字寒沢地先、大字砂子瀬字水上、字水上地先、字宮元、字宮元地先、字宮元地先国有林野、字芦沢、字芦沢地先、字鬼川辺、字鬼川辺地先、字鬼川辺地先国有林野、字漆原、字漆原地先、字釜渕、字釜渕地先、字砂子渡及び字砂子渡地先並びに大字川原平字宮元、字宮元地先、字大沢、字福岡、字福岡地先、字大川添、字大川添地先、字大川添地先国有林野、字川原沢及び字川原沢地先地内

(2)　使用の部分　なし

2　漁業権

(1)　収用の部分

［一級河川岩木川水系岩木川］

青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

下流　右岸

青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

左岸

青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内　から

上流　右岸

青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

左岸

青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内　まで

(2)　使用の部分

［一級河川岩木川水系岩木川］

青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地先

下流　右岸

青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上地先　から

左岸